

食品安全委員会プリオン専門調査会

第134回会合議事録

1. 日時 令和7年3月27日（木） 16:00～17:01

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

(1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

横山座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、筒井専門委員、中村桂子専門委員

(専門参考人)

中村優子専門参考人、福田専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、祖父江委員

(厚生労働省)

厚生労働省食品監視安全課 川越課長補佐

(事務局)

及川事務局次長、古田評価第二課長、寺谷評価調整官、水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配付資料

資料1 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）評価書（案）たたき台

「Ⅰ. 背景～Ⅲ. ハザードの特定（1. の（3）BSEとヒトのプリオン病まで）（案）」

資料2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（令和7年3月13日付け健生食監発0313第6号）

- 参考資料 1 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問文書（平成27年12月18日付け厚生労働省発食1218第1号）
- 参考資料 2 - 1 BSE関係資料規制の遵守状況（農林水産省まとめ）
- 参考資料 2 - 2 BSE対策に関する調査結果等（厚生労働省まとめ）
- 参考資料 3 - 1 食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（令和6年12月25日付け府食第793号）
- 参考資料 3 - 2 牛せき柱の使用実態等（2003年8月29日第1回プリオン専門調査会参考資料）

6. 議事内容

○横山座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第134回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

まず、事務局から現在の出席状況の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、9名の専門委員に御出席いただいております。

筒井専門委員と花島専門委員は後ほど入られる予定となっております。

欠席の専門委員は松田専門委員です。

また、中村優子専門参考人、福田専門参考人に御出席いただいております。

本日、議事の（1）に関連しまして、厚生労働省食品監視安全課の川越課長補佐に御出席いただいております。

本日、食品安全委員会からは山本委員長、祖父江委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。御発言いただく際は、こちらの挙手カードの赤い面を御提示いただきますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしてください。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合は、カメラをオフにすることや、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合には、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせください。全く入室できなくなってしまった場合には、事務局までお電話をいただきますようお願いいたします。

また、議事中、議決事項等に関する意思確認をいただくことがございますが、御賛同の場合には、事前にお送りしております同意カードを使用させていただくか、手で丸をつくるなど、御意見がある場合には挙手カードを御使用いただくなど、意思表示をしていただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から本日の議事と配付資料について説明をお願いします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事と配付資料について確認をさせていただきます。

本日の議事は、「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」及び「その他」でございます。

本日の資料は、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が資料1から資料2までの2点、参考資料が参考資料1から参考資料3－2までの5点、机上配布資料が1点となっております。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

○横山座長 ありがとうございます。

続きまして、利益相反の確認に移りたいと思います。まず、専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○横山座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいですか。先生方、大丈夫でしょうか。

（専門委員首肯）

○横山座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事（1）の「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRM）の範囲に係る食品健康影響評価について」です。

本件につきましては、一昨年8月に審議を再開してから、起草委員による検討内容を踏まえて、本調査会において審議を進めているところです。

前回、第133回プリオン専門調査会では、131回のプリオン専門調査会で御審議いただいた評価の考え方に基づいて、起草委員により作成した評価書案のたたき台を審議していただきました。

本日は、前回審議いただいた内容を踏まえて、またさらにその以降のパートについてもぜひ御審議いただきたいと思ひます。

まずは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○小財評価専門官 事務局の小財でございます。

それでは、説明をさせていただきますので、資料1、参考資料2-1と2-2を御用意いただければと思ひます。

まずは資料1を御覧ください。

本資料につきましては、前回の調査会からの変更点につきましては赤字の見え消しにてお示ししております。

まず、構成について前回の調査会から変更がございましたので、こちらについて御説明させていただきます。

8ページを御覧いただければと思ひます。

今般の評価の考え方ですけれども、こちらは9ページ、①としまして評価の前提となる国内におけるBSEリスク管理措置の実施状況等、②としましてPrP^{Sc}蓄積分布に関する知見、これらを踏まえてハザードを特定するとしております。

次に、1ページに戻っていただきまして目次を御覧ください。

これに関連しまして、前回まではⅢ章を評価の前提として、続きまして、2ページ目、Ⅳ章でPrP^{Sc}蓄積分布に係る知見としておりましたけれども、Ⅲ章につきましては、表題を「ハザードの特定」とした上で、その中に1. 評価の前提としまして、(1) BSEの現状、続きまして、(2) 日本におけるBSE対策、次のページに行ってくださいまして、(3) BSEとヒトのプリオン病、それに続きまして、2. PrP^{Sc}の分布に関する知見、3. ハザードの特定結果と構成を変更しております。

続きまして、前回の調査会以降、起草会議での御意見を踏まえた修正及びリスク管理機関からの追加の情報を踏まえた修正を行っておりますので、そちらについて御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

こちらはⅡ章で評価の考え方のパートです。2行目から、1. 国内BSE対策見直しに係る食品安全委員会における過去の評価をまとめた項目となりますけれども、16行目からは2016年8月評価における定型BSE、非定型BSEについての評価をまとめた内容です。2ポツ目につきましてはH-BSE、3ポツ目に関しましてはL-BSEの話でしたので、そのまま続いておりました文章を段落分けしまして、4ポツ目として記載しております。

続きまして、その下の30行目からですけれども、2. SRM範囲の見直しに係る評価の基本的な考え方に関連しまして、起草会議において感染性といった文言をどう使い分けるかと

いった議論がございました。本評価書では、感染性とした場合には、人への感染性を記載している箇所と実験動物を用いた感染実験において感染性が認められた場合の両方があるということで、感染性を記載する場合には、人への感染性であることが明確となるように「人への」と言及すること。また、感染実験の結果について言及しているものにつきましては、基本的にこれまでの評価でも使用しておりましたとおり、プリオン感染性と記載することにしまして、文脈の関係から実験感染だと分かる場合には感染性としております。

なお、こちらにつきましては、現時点ではこのような整理を行っておりますけれども、評価書全体を通しまして整合性を図ってまいりたいと考えております。

また、人への感染性とした場合には接触感染ですとか空気感染といった誤解を招くのではないかという懸念がございましたので、資料1の9ページの7行目の感染性に脚注をつけまして、本評価書における感染性は「BSEプリオンに汚染された食品を介して経口で伝達された場合を想定するものである」ということを補足しております。

続きまして、11ページ以降ですけれども、こちらはⅢ章のハザードの特定というパートになっております。こちらは前回御審議いただいたパートとなりまして、全体的に数字の時点修正ですとか文言の修正を行っております。

また、17ページを御覧いただきまして、こちらは各国のBSE検査体制となっておりますけれども、こちらは数日前にカナダのBSEサーベイランス体制が変更されたとの情報がございましたので、こちらにつきましては次回以降の審議の際に修正案を御提示させていただきます。

続きまして、20ページ以降です。こちらは、前回の調査会にてリスク管理措置の実施状況に係る情報、主に不適合事例の内容等について補足の提出資料をリスク管理機関へ要求することとなっております。その後、リスク管理機関からの回答がまいりましたので、こちらを踏まえて修正を行っておりますので、そちらの説明をさせていただきます。

なお、リスク管理機関からの回答につきましては、参考資料2-1と2-2を御覧いただければと思います。

まずは資料1の22ページ、こちらは1. 評価の前提、(2)日本におけるBSE対策のうち、「生体牛のリスク」に係る措置に関する内容の一部として、レンダリング事業場から農家段階に至るまでの監視体制及びその遵守状況に係る内容を記載しております。

先に進んでいただきまして、24ページです。こちらにはフードチェーンの各段階における検査数と不適合事例の数を載せておりますけれども、このうち、前回空欄だった箇所につきましてはリスク管理機関からの回答を基に追記をしております。また、不適合事例につきましても、回答に基づきまして本文中に詳細を記載しております。

22ページに戻っていただきまして、22ページの21行目から、まずはレンダリング事業場になりますけれども、2012年から2023年度の間に延べ672件の検査が実施されておりました、このうち不適合が3件確認されております。このうち2件は動物性油脂が成分規格に適合しなかった事例、そして、もう1件は豚肉骨粉から牛由来たん白質が検出された事例

とのことであります。いずれにつきましても原因究明、改善措置が図られておりまして、また、こちらの事案に関連して、動物由来たん白質が牛等用飼料に使用されたといった違反はなかったということでもあります。

その次の製造段階以降につきましては、提出された資料に基づく数値の修正となっております。また、国産飼料につきましても違反点数として計上されておりますけれども、こちらは検査の結果ということで取りまとめられておりまして、内容は先ほどのレンダリング事業場と同じ事案を指しております。

続きまして、31ページを御覧いただければと思います。

こちらと同じく（2）日本におけるBSE対策のうち、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置に関する内容の一部としまして、と畜場、食肉処理場等におけるHACCP、SSOPに基づく管理とその監視体制及び遵守状況を記載しております。

まず i. 脊柱以外のSRM、こちらはと畜場における管理となりますけれども、追加情報に基づく数値の修正等、また、その内容につきましては次のページの最後の部分に2023年度の監視結果を追加しております。これらの事案につきましては、と畜検査員の指導の下、適切な改善措置が図られているということでございます。

続いて、33ページを御覧いただければと思います。

ii. 脊柱としまして、食肉処理施設における管理となりますけれども、こちらは前回、2018年、2019年に計上しておりました重要な指摘事項の内容につきまして、リスク管理機関から提出されました情報に基づき、本文中に追記をしております。こちらの内容としましては、廃棄物に関するマニフェストの記載や保管が不適切であった事例というものと、脊柱除去の際に使用する道具の使用に関する事例ですけれども、どちらも改善措置が取られておりまして、食用部位がDRGに汚染されることはなかったということが確認されております。

続きまして、35ページを御覧ください。

こちらは、今般のリスク管理機関から提出された監視状況に関する内容を踏まえまして、BSE管理措置の実施状況のまとめ（案）となっております。

まず a ですけれども、「生体牛のリスク」に係る措置となっております。こちらは読み上げさせていただきます。

「生体牛及び動物性加工たん白質を介した病原体の侵入リスクについては、生体牛は発生国からの輸入停止措置が、動物性加工たん白質は輸入停止措置がそれぞれ講じられており、一定の要件を満たした場合に限り、輸入が認められている。

国内安定性については、反すう動物用飼料への全ての動物由来たん白質の使用禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられており、その有効性は、国際的な基準を満たしたサーベイランスによって確認されている。また、直近12年間のリスク管理措置の遵守状況について、リスク管理機関が実施した立入検査等の結果を確認したところ、牛等に関する飼料規制に係る違反事例は確認されなかった。

日本においては、2002年1月生まれの牛を最後に直近22年間に生まれた牛で定型BSEは確認されておらず、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断できる。」となっております。

続きまして、bとしまして、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置のまとめ（案）となっております。こちらも読み上げさせていただきます。

「脊柱以外のSRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、と畜検査員が、現在SRM（脊柱以外）として設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。また、脊柱については、除去の際にDRGによる食用部位への汚染防止が食肉処理業者等に義務付けられている。

と畜処理のプロセスとしては、全てのと畜牛に対してと畜検査員による生体検査が実施され、BSEに罹患している疑いがあると判断した場合には、と殺解体禁止の措置が取られる。ピッシング等の食肉へのSRMの汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。牛由来のMRMについては製造が禁止されている。

以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。」としております。

以上が（2）日本におけるBSE対策について、リスク管理機関からの補足の提出資料を踏まえた前回の調査会からの修正を反映した記載事項となっております。

次に、前回の調査会以降のパートとしまして、36ページを御覧いただきまして、こちらも同じく1. 評価の前提のうち、（3）BSEとヒトのプリオン病についてでございます。

こちらは前回の調査会におきまして項目を別立てするというのを御説明したところですけれども、起草会議におきまして草案作成作業をしていただきましたので、その内容について御説明させていただきます。

こちらのパートにつきましては、基本的にこれまでの食品安全委員会の評価書の中からvCJDに係る記載について引用しておりますけれども、今般、定型及び非定型BSEとvCJDを含むプリオン病との関連を検討する上で、プリオン病に係る説明及び日本におけるサーベイランスの現状としまして、人のプリオン病に関する情報を記載しております。具体的には、36ページの2行目から、導入としまして、人のプリオン病の分類ですとか発症率等について記載しているというところでございます。

続きまして、同じく36ページの18行目からですけれども、①CJDサーベイランスとしまして、諸外国に加えて我が国におけるCJDのサーベイランスに関する制度の概要、近年の傾向について記載しております。これまで日本で確認されている獲得性プリオン病は、1例のvCJDを除いて全て硬膜移植によるものであること。また、近年の調査研究報告から、発病者数の年次推移は増加傾向にあるが、その原因として、以前は診断がつかずに死亡していた進行性認知症が適切にプリオン病と診断されるようになったとの考察を記載しております。

続きまして、37ページの3行目からですけれども、②vCJDに関する記載となっております。

す。vCJDにつきましては、各種の知見から定型BSE感染牛由来の食品を介して人に感染したものと考えられていること、2012年10月評価書において、「人のBSEプリオンの感受性につきましては、ヒトPrPを過剰発現するTGマウスやサルを用いた感染実験の結果から、牛と人との間に種間バリアが存在することにより、牛に比べて感受性は低い」と判断した」ということを記載しております。その後、それらの見解に影響を及ぼすような定型BSEとvCJDの関連についての新たな科学的知見は確認されていないとしております。

次の a. 世界のvCJD発生状況につきましては、これまでと同様の記載になっておりまして、日本では英国に滞在歴のある男性 1 例のみであることを記載しております。

また、当該部分の更新情報としましては、37ページの33行目、最後の部分ですけれども、「2007年以降、輸血関連vCJDの新たな症例の報告はない。なお、2016年にイタリアで、2018年と2021年にフランスで死亡した直近の3年のvCJDは、実験室環境における偶発的な職業ばく露事故に関連していると考えられている」と記載しております。

続く b. vCJDの感染に関する遺伝的毒性につきましては、これまでの評価書からの引用となっております。PrP遺伝子多型により129番目のアミノ酸の組合せが発症のリスクに関連があるとされていること。続く39ページには、潜在的なvCJD患者の調査目的で英国で行われた虫垂及び扁桃の調査に係る知見について記載されております。

以上がBSEとヒトのプリオン病のパートについての説明となっております。

続く40ページにつきましては、構成を変更した関係で前回からの項目を削除したということになっております。

こちらの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局から前回第133回プリオン専門調査会で御審議いただいた評価書案たたき台からの修正箇所について、また、以降のパートについて御説明いただきました。

まず初めに、起草委員の先生方より補足等があればお願いしたいと思います。いかがですか。

よろしいですか。高尾先生、もしCJDのパートで何かあれば。

○高尾専門委員 いえ、特にございません。

○横山座長 それでは、もう一度細かく見直していきたいと思いますが、最初に20ページ以降、日本におけるBSE対策として、リスク管理措置の実施状況と遵守状況に係る部分について、今般、追加の資料がリスク管理機関より提出されたことから、こちらの内容について評価書（案）に記載がされております。この追加の情報や記載内容について、皆様から御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。特に24ページの表など、非常に全体像が分かりやすくまとめられているのかなと私は思っております。

続きまして、35ページです。今日恐らく皆さんに一番読んでいただかなければいけない箇所がここだと思いますけれども、赤字の部分です。日本におけるBSEリスク管理措置の実

施状況のまとめ（案）として、先ほど説明がありましたように、生体牛のリスクに係る措置と食肉処理に関連したリスクに係る措置と2つに分けていますが、まず一番初めの「生体牛のリスク」に係る措置で侵入リスクの部分、それから、国内安定性のパート、3つ目として「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているという判断ができるので、ここでまず前置きをしてございます。これが今後、SRMの範囲を考える上でのベースになりますので、特にこの部分は異論がないかどうかというのを各専門委員に熟読していただきたいと考えます。

それから、その次のbの「食肉処理に関連したリスク」に係る措置としましては、まずSRM除去の問題です。これが適切に除去されているということがこれまでの調査で確認できるかどうかということ。それから、と畜処理のプロセス、これも我が国での方法については問題がないから、それを踏まえて食肉処理に関連したリスクに係る措置は適切に実施されているという判断ができるか。この項目について、ぜひともここで再確認をさせていただきます。もし御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

特にございませぬか。こういった前提の下に、今後、SRMの範囲について評価を考えていくという方針でよろしいでしょうか。

御意見はないようなので、どうもありがとうございます。

続きまして、36ページ以降、BSEとヒトのプリオン病について、こちらは新たに項目立てしたパートになりますけれども、記載内容や追加すべき知見等がございましたら、御質問と併せてお願いいたします。

この項目では、vCJDが世界的に見ても増加していないということ、それから、vCJD以外の不明なプリオン病の増加もない。すなわち、定型BSEがvCJDを引き起こすということは分かっていますけれども、非定型BSEが万一人に伝達した場合にどのような表現系を示すのかということが、必ずしもvCJDと同一ではないかもしれないということも踏まえて、世界のCDJのサーベイランス状況を調査しました。その結果、vCJDも含めて不明CJDの増加傾向は特に認められないというようなことがこのパートの要約になるかと思えます。

よろしいでしょうか。皆さん特に御意見がないようであれば、前回検討いただいたプリオン感染性であるとか、人への感染性、先ほど事務局から説明いただいたように、文言の定義または細かい部分、これからも全体が読みやすいような形で修正は必要かと思えますけれども、本日の審議結果として、先ほど御確認いただいた評価の前提となる35ページの部分、現在の日本におけるBSEリスク管理措置については、「生体牛のリスク」に係る措置、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置を踏まえ、有効に機能しているという考えの下で、それを前提として今後の評価を進めていくという方針で行きたいと思えます。この点、御賛同いただけるでしょうか。

よろしいですか。大丈夫ですね。どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議の内容について事務局にて取りまとめた上で、必要に応じて専門委員への回付等をお願いいたします。

なお、本日の内容を踏まえて、さらなる御意見や御提供いただける知見等がございましたら、追って事務局までお知らせいただければと思います。

続きまして、第132回のプリオン専門調査会では、今後、ばく露評価を実施するに当たって必要なデータをリスク管理機関に照会する項目(案)について審議していただきました。具体的には脊柱の利用に係る内容ということで、脊柱を規制するに当たって実施した平成15年の調査当時のデータ、その後の規制が変更になった際の情報、また、実際に人の口に入るものとしてどのくらいのものがどの程度の量あるのか、実際に利用したいという要望があるのかといった内容について、調査会後にリスク管理機関へ照会を行っていたところです。

本日は、これらの内容を基に厚生労働省で新たに調査を実施していただきましたので、その結果を御報告いただきたいと思います。

それでは、川越補佐、よろしくお願いたします。

○川越課長補佐 ありがとうございます。厚生労働省食品監視安全課の川越でございます。

ただいまから、資料2と参考資料3-1の2点をまず御説明させていただければと思います。

ただいま御説明いただいたとおり、参考資料3-1の形で令和6年12月25日に食品安全委員会様から厚生労働省のほうに「食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について」ということで、裏表になっておりますけれども、別添のほうで「牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する確認事項」ということで3項目いただいております。

脊柱につきましては、先ほど小財専門官も御説明しておりましたけれども、平成16年2月にまずBSE発生国の全月齢の牛脊柱の食品への使用が禁止となりました。その後、平成25年2月に30か月齢超の牛脊柱の食品への使用が禁止ということで、月齢を区切って規制していくという形になっております。そのため、平成16年2月より前の状況と平成16年2月から平成25年2月までの状況、平成25年2月以降の状況というものを厚生労働省のほうから食肉関係の5団体に調査をさせていただきました。日本ゼラチン・コラーゲン工業組合、日本畜産副産物協会、日本食肉加工協会、全国食肉センター協議会、全国食肉事業協同組合連合会の5団体に調査をさせていただきました。

資料2を御覧いただければと思います。

資料2の2ページから、各団体の回答について御説明させていただきます。

まず、日本ゼラチン・コラーゲン工業組合から回答をいただいております。この団体は、ゼラチン、コラーゲンペプチド、コラーゲンケーシング、にかわ製造業の会員の皆様で構成されておまして、製造業に関する情報収集・提供、調査・研究、指導・教育等の事業を行っている事業団体でございます。

平成16年2月以前の牛脊柱の利用実態につきましては「あり」と回答いただいております。利用用途はゼラチン加工用原料として年間2万4000トンから2万7000トン、ただ、これは脊柱のみの重量は計算できないということで、ゼラチン加工用原料を含む全重量と

いうことでいただいております。

流通経路につきましては、全て国外、海外の食肉処理または牛骨加工処理業者より牛の骨を輸入して、食用ゼラチンとして加工した製品を販売しているという形になっております。

平成16年2月に禁止になってから平成25年2月、月齢で区切るまでの間は「なし」と聞いております。平成25年2月以降、30か月齢以下の牛の脊柱の利用実態につきましては「あり」と回答いただいております、これも同様にゼラチン加工用原料として使っているということで、こちらも国外の輸入です。国外の食肉処理または牛骨処理業者の牛の骨を輸入して、食用ゼラチンとして加工したものを販売しているという形になっております。

平成25年2月から現在までの間、30か月齢超は規制されておりますけれども、牛の脊柱の利用実態は「なし」ということになっております。

御要望という点でも実際にいただいていたと食品安全委員会様から言われておりますので、5団体から要望もいただいております、ゼラチン・コラーゲン工場組合さんは、国内ゼラチンメーカーが使用するゼラチン加工原料は、先ほどから御説明している輸入に依存しているため、牛骨の輸出入の規制緩和も併せて検討をお願いしたいということをおっしゃっております。さらに、「牛脊柱の月齢に関するSRMの定義見直しにとどまらず、加工後のゼラチン及び工程起源の副産物使用用途における規制緩和についても速やかな対応を希望いたします」ということで御要望をいただいているところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

3ページは一般社団法人日本畜産副産物協会様からの回答でございます。畜産副産物協会さんは、畜産副産物業（レンダリング業、原皮業、畜産副生物業）の会員で構成されておまして、畜産副産物流通の近代化、生産の合理化及び消費の拡大等の事業を行っている団体でございます。

こちらも平成16年2月以前の利用実態につきましては「あり」と回答いただいております。利用用途としましては、BSEの発生前と発生後で変わりますのでございますけれども、発生前はレンダリング原料として肉骨粉及び飼料用油脂の製造に使用しておりました。BSEが発生した後は、牛のと畜場残渣等を原料とする肉骨粉は適切に全て焼却しておりますと聞いております。

年間使用量は、BSE発生前ですけれども、肉骨粉の製造数量は19万2673トンと聞いております。化製率が30%と計算した場合、原料自体は64万2243トンと推計されると聞いております。

流通経路としましては、入荷先はと畜場、食肉加工施設等、出荷先としては、肉骨粉は飼料原料として配合飼料メーカーに販売、普通肥料の登録を受け肥料として販売、飼料用油脂は配合飼料メーカーに販売という形になってございます。

平成16年2月から平成25年2月の間に牛の脊柱の利用実態はありますかというところですが、禁止されている期間です。「なし」と回答いただいております。

今回は（7）です。平成25年2月から現在までの間、30か月齢以下の牛の脊柱の利用実態はありますかという質問については「あり」と回答いただいております。利用用途としては、健康牛ラインにおいて肉骨粉及び動物性飼料用油脂の製造に使用しておるということになっております。

年間使用について、脊柱の重量についてのデータはありませんと回答いただいております。

流通経路は先ほどと同様、と畜場、食肉加工施設等、出荷先は、肉骨粉は平成26年以降は摂取防止剤を混合した上で肥料として利用、また、令和6年12月以降は鶏・豚用の飼料原料として配合飼料メーカーに販売、飼料用油脂は飼料原料として配合飼料メーカーに販売していると回答いただいております。

次のページです。

（9）30か月齢超の牛脊柱の利用実態は「なし」と聞いてございます。

こちらも要望をいただいております、（11）です。「独立法人家畜改良センターによれば、品種ごとの30か月齢以下の割合は、乳用種の雄で99%、交雑種で95%であるが、黒毛和種の雄では88%、黒毛和種雌では54%となっており、30か月齢超えの牛脊柱が利用可能となれば、と畜場や食肉加工場での分別管理が不要となり、健康牛ラインの原料として肉骨粉及び飼料用油脂の製造が可能となる」と要望いただいております。

（13）につきましては後ほど御説明します。

5ページを御覧ください。

5ページは、一般社団法人日本食肉加工協会から回答をいただきました。食品加工協会は、食肉及び食肉製品等の安全性の確保、品質の向上、消費拡大、食肉加工業の経営改善等に関する調査・研究並びに指導を行うという形になっております。

こちらも御覧いただければと思いますが、全て「なし」と回答いただいております、牛脊柱の利用実態は全て「なし」ということになっております。そのため、御要望も特段ないと聞いてございます。

次のページをお願いします。6ページでございます。

全国食肉センター協議会からの回答です。全国食肉センター協議会は、食肉センター、JA関係、処理技術委員の会員で構成されておりました、JA系統食肉センター全体運営のための協議を行う団体となっております。

平成16年2月以前の牛脊柱の利用実態につきましては、調べた限りは見つからなかった、「なし」と聞いております。

平成16年2月から平成25年2月の間に牛の脊柱の利用実態も「なし」と聞いております。

平成25年2月から現在までの間、30か月齢以下の牛脊柱の利用実態はありますかという質問には「あり」と回答いただいております、利用用途としましては骨つきステーキ原料の製造ということで、年間使用量としましては、会員食肉センターで製造して、JA系統経由で外食産業を中心に販売しているということになっております。年間の製造量は部分

肉で0.06～0.08トン程度と回答いただいています。脊柱重量は0.01～0.03トンと推定されるとなっております。直近、令和6年度は実績ないと回答いただいておりますが、令和2年度から令和5年度は実績があるとなっております。

流通経路は、現状ではこの団体が所属している会員様の状況だけですので、北海道内のみと回答いただいております。

平成25年2月から現在までの間、30か月齢を超える牛脊柱の利用実態は「なし」と回答いただいております。

こちらにも御要望をいただいておりますが、食肉センターとしては、現状では30か月齢を超える牛肉は一部和牛と経産牛に限られるため、骨つき部分肉の需要はほぼないと思われるかと回答いただいております。

次のページをお願いします。7ページです。

5団体目最後でございます。全国食肉事業協同組合連合会にも調査をさせていただいて回答いただいております。こちらは食肉の小売業の会員で構成されている事業協同組合連合会でございます、会員に対する協同事業を行っているところでございます。

こちらは御覧のとおり、全て「なし」と回答いただいているところでございます。

皆様、机上配布資料としてお配りしているフローチャートの説明をさせていただければと思います。

お戻りいただいて、先ほど御説明した別紙1の4ページ目なのですが、一般社団法人日本畜産副産物協会様からフローチャートについて変化がありますと御回答いただいております、こういうふうになっております。

机上配布資料としている理由は、平成15年に示したフローチャートから大きく変わるところはなくて、化製場以降の下の部分を見ていただくと、肉骨粉と油脂に大きく分かれてこういうような形で行きますよというのを具体的に書いたほうが良いという御指摘をいただいたため、机上配布資料として私たち厚生労働省のほうで追記をさせていただいてお配りした次第でございます。

厚生労働省からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○横山座長 御説明ありがとうございました。

ただいまの厚生労働省からの説明について、御質問等がありましたらお願いたします。

私から質問させていただきたいのですが、資料2の5ページから5、6、7と日本食品加工協会さん、全国食肉センター協議会さん、全国食肉事業協同組合連合会さん、それぞれの団体で調査いただいているのですが、この中で、6ページに30か月齢以下の脊柱の利用、ステーキ肉として使っていますよという回答が食肉センターさんからはありますが、ほかの2つのところはないのですよね。この3社の関係というのをどういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

○川越課長補佐 ありがとうございます。

まず、私の説明不足だったかもしれません。参考資料3-2に牛脊柱の使用実態等につ

いてといって当時平成15年に調査をしているものがございまして、団体につきましては、ここでは日本畜産副産物協会さんと日本ゼラチン工業組合、今でいう日本ゼラチン・コラーゲン工業組合と日本食肉加工協会の3団体だけに確認をしたところでございます。

今回もこの3団体のみで行こうかと考えたところだったのですが、全国食肉センター協議会さんは実際にと畜場と食肉処理場が併設しているところを管轄しているところでございますので、実際に現場でどういうふうに脊柱がこの後に動いていくかというのが確認できるのではないかという点からやらせていただいた次第でございます。最後の全国食肉事業協同組合連合会さんはまさにお肉屋さんの話なので、一般消費者でいうと、下の食品の関係でいうと最後のところを管轄しているところですので、そういうところで売られていることがあるのかないのかというのを確認するために、段階を区切って2つあえて追加させていただいて確認をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○高尾専門委員 高尾といいますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。ゼラチン・コラーゲン工業組合さんの回答で基本的には輸入に依存されているのということが書いてあって、最後のところを見ても、30か月超えが使えるようになったからといって使うのかなというのがよく分からなかったのですが、これは日本の30か月超えが使えるのだったら日本のを使いたいという希望があるということなのでしょうか。

○川越課長補佐 私たちがヒアリングしている限りは、書いてあるとおりですが、まずは輸出入の規制緩和をやってほしいということが書いてあるので、おそらく輸入を考えておられるのかと思います。

○高尾専門委員 観点が輸入のほうに行ってしまっていますよね。

○川越課長補佐 そうなのです。私達もヒアリングもさせていただきましたけれども、輸入をやはり前提に考えていらっしゃるのかなと伺っているところでございます。

○高尾専門委員 ありがとうございます。

○横山座長 ほかにございますか。

○山本委員長 山本です。

重量の単位がMTになっているのですが、これは掛ける1万なのですか。それともどう読めばよろしいのでしょうか。

○川越課長補佐 MTと書いてありますが、いわゆるトンで大丈夫です。

○横山座長 そうすると、国内で脊柱が利用された場合に、今のところ想定されるのは、食肉センター協議会さんからの回答の一部の骨つき肉、骨つきステーキ原料に絞られるという形になるのでしょうか。ゼラチンに展開される可能性はありますけれども。

○川越課長補佐 そうですね。

○横山座長 この北海道のみというのは、この団体に地域性があるのですか。

○川越課長補佐 62会員で食肉センター30会員と書いていますけれども、JA系列の組合が

多く入っている団体なので、おっしゃるとおりばらつきはあるかもしれませんが。あくまでもこの団体さんが調べたら北海道しかなかったというだけで、ほかの所属していないところはある可能性はあると思います。

○高尾専門委員 1つだけいいですか。ここの回答だけでは分からないかもしれないので、感覚的なことでも結構なのですけれども、結局のところは食肉処理場等で食べるものと骨とかに分かれて、それぞれがいろいろな業者に流れていくのだと思うのですけれども、最後の2グループは食べるほうで、1つ目は外食が中心で21か月齢未満の乳牛なのでどうせほとんど使えませんという感じで、最後は何の希望もありませんという感じだったと思うのですけれども、30か月が入ってくるということに対して、それは困るということではないのですか。

○川越課長補佐 今、規制で30か月齢超のものは使えないとなっている、そのままでいいと。

○高尾専門委員 そのままのほうがいいと思っているということではないのですか。

○川越課長補佐 そこは多分思っていなくて、それはと畜場などで分別管理というのを必ずやらなくてはいけなくて、厚生労働省や地方自治体からも指導させていただいているのですけれども、現状、使う場合は30か月齢以下のものと30か月齢超というものを分けて処理をしないといけないというひと手間はかかってしまうので、そういう観点からすると、もちろん30か月齢超のものもなくなれば処理は楽になるのかなと個人的には思います。

○高尾専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○横山座長 今のお話で、脊柱のSRMの範囲の見直しの一歩のメリットとしては、やはり分別管理の作業の省力化につながる。実際にそこを使いたいというよりも、プロセスの簡略化、省力化のほうがメインになるという考えでよろしいですか。

○川越課長補佐 実際に北海道さんで使っていますという話がありますが、使わない場合は多分どうでもいいと思っていて、全部捨てるだけですので、分別管理は必要ないので、北海道さんで使っているといった場合は、必ずと畜場から食肉処理場も含めて分別管理でやっているものが流通していくという形になるので、使うところがあるのであれば、そこは手間は減ると思っております。

○横山座長 あと、併せてもう一点、SRMに該当しないということになると、あとは廃棄の場合には一般廃棄物として処理されるという形になりますね。

○川越課長補佐 SRMでなければ特別な措置は取りませんので、基本的にはおっしゃるとおりです。

○横山座長 確認ですけれども、すなわちSRMの分別というのが全てと畜場の中での作業に集約されるという形になるのですか。

○川越課長補佐 脊柱がSRMではなくなれば、そもそもそこをターゲットにしない状態になるので、おっしゃるとおりです。ただ、脊柱自体は枝肉になってと畜場を出ていくので、最後も外すのは食肉処理場になるのです。なので、食肉処理場の段階でただ捨てるだけと

どうか、普通の骨と一緒に捨てるだけという形になります。

○横山座長 ほかに何か御質問等がございますか。皆さんよろしいでしょうか。

それでは、どうも御説明ありがとうございました。

○川越課長補佐 ありがとうございます。

○横山座長 それでは、事務局のほうから補足等がございましたらお願いいたします。

○水野課長補佐 本日資料としては御用意しておりませんが、本件につきまして消費者庁宛てにも同様の照会を行っております。先方からは関連するデータを保有していない旨の回答がございましたので、御報告をさせていただきます。

以上です。

○横山座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容を基に評価書案の作成を行うとともに、今後の評価を進めてまいりたいと思います。ただ、我々も全て今の説明で理解できているかどうか分からない、不安なところも多いので、また個別にお問い合わせすることはあるかと思えますけれども、その際はよろしくお願いいたします。

○川越課長補佐 了解いたしました。よろしく申し上げます。

○横山座長 では、川越補佐、どうもありがとうございました。

続きまして、議事の「その他」ですけれども、何かございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横山座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。